



第 46 回

労働法制について(4)

「時間外労働」休日労働」

時間外労働とは

すでに述べましたように法律は労働時間について、原則1日8時間以内、1週40時間以内としています(変形労働時間制など例外も法定されています)。このように法定された労働時間を超える労働を「時間外労働」といいます。

一般的には「残業」と呼ばれることもあります。正確には、残業にも、法定労働時間内の残業(会社の定めた所定労働時間を超えるが法定労働時間内のもの。法内残業といえます)と法定労働時間外の残業があります。後者が「時間外労働」となります。

休日労働とは

休日に働くことを「休日労働」といいますが、前述した残業と同じように、法定休日に働くことは法定休日労働、法定休日ではないが会社が休日と定めている休日に働くことは法定外休日労働といえます。

割増賃金

ご承知のように、時間外労働には、割増賃金を支払う必要があります。その割増率は、25%以上(月60時間を超えると大企業は50%以上、中小企業は当面猶予)です。

また、法定休日労働についての割増率は35%以上です。

深夜業(午後10時~翌朝5時)については25%以上となります。

ですから、例えば午後10時以降の時間外労働となったときは、25+25=50%以上の割増賃金の支払いが必要です。

36(さぶろく)協定

労働者に時間外労働や法定休日労働を行わせる場合には、「36協定」を締結し、労働基準監督署に届け出ることが必要です。

36協定は、使用者と労働者(労働組合が労働者の過半数を代表する者)との間の労働基準法36条(時間外及び休日の労働を定めている)に基づく協定です。

36協定では、1日、3か月以内の一定期間(例えば1か月)及び1年間について、時間外労働の上限時間を定めなければなりません。

時間外労働には労働者の承諾があるか?

かつては、労働者の承諾がないとの判例もありましたが、その後承諾はいらないとの最高裁判決が出ております。時間外労働を会社が命じるときは、仕事処理の關係でやむを得ない場合ですから、労働者はこれに従わなくてはなりません。

正当な理由無く残業命令を断った場合には、労働者に対する

懲戒処分がなされることもあります。

違法な「サービス残業」

会社の所定労働時間を超えて働きながら、法内残業代や時間外労働代(割増賃金含む)が支払われていない状態のことを、一般に「サービス残業」といいます。これは、明白な違法行為です。

経営者にとっては、会社内の残業手続をキチンと定め、労働者の残業に対してはそれに見合った賃金を支払わなければなりません。

とくに最近問題となっているのは「名ばかり管理職」の問題です。時間外労働についての上記のような法律の規制は「管理監督者」には適用されません。

しかし、労働者が「管理監督者」と言えるためには、経営者と一体的立場であるなどの要件が必要です。マクドナルドの元店長の未払残業代支払請求に対して裁判所は、管理監督者に当たらないとして会社に対し約750万円の支払を命じました。

山下江法律事務所
Yamashita Ko Law Office 広島弁護士会所属

☑契約書 ☑債権回収 ☑労務問題など
企業法務専門サイトあります

http://www.hiroshima-kigyo.com **山下江** 検索
相談予約専用フリーダイヤル **0120-7834-09**
予約電話受付 7~24時

〒730-0012 広島市中区上八丁堀4-27上八丁堀ビル703 広電白島線縮景園前徒歩1分
TEL 082-223-0695 FAX 082-223-2652 アーバンビュークラントタワー隣

◆相談料:30分5,000円(税別)

機動力と総合力で企業トラブルを解決します

山下江法律事務所主催 企業法務セミナー ★懇親会同時開催(飲食付)★
第10回記念!「CSR経営におけるクレーム対応のポイント~社員と会社の信用を守る~」
講師:弁護士 山下江

クレームに如何に対応するかは、どの企業の経営にとっても、とても大事なことです。企業の信用を守るという点においてはもちろんのこと、悪質クレームに直接対応する社員のメンタルヘルズの点においても、重要な課題となっています。クレームへの実務対応について、CSR(企業の社会的責任)の視点からお話します。

日 時:平成26年1月23日(木) 18:30~ 会 場:TOWANI

詳しくは当事務所HP「お知らせ」企業法務セミナー情報をご覧ください。

◆債務整理・交通事故:相談料0円・着手金0円